



**第十三条** 調査員及び指導員は都道府県知事に対し、その定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。  
**(調査票等の提出)**

**第十四条** 調査員は、調査票の審査及び集計を行ひ、その結果を速やかに公表するものとする。  
**(調査票等の保存)**

**第十五条** 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容（第六条第一項第三号イに掲げる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人で知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

**附 則** （昭和六一年五月三〇日総理府令  
**第三四号**） この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成元年五月一〇日総理府令第  
**二三号**） この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成八年五月三一日総理府令第  
**三〇号**） この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成二二年三月三〇日総理府令第  
**二八号**） この府令は、公布の日から施行する。

**附 則** （平成八年五月三一日総理府令第  
**三三号**） この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一二年八月一四日総理府令  
**第九〇号**） 抄  
 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。  
**附 則** （平成一三年五月一日総務省令第  
**七〇号**） この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** （平成一五年三月一八日総務省令  
**第三八号**） この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。  
**附 則** （平成二〇年一二月一〇日総務省  
**第一条** 令第一四一号） 抄  
 この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** （平成二三年四月七日総務省令第  
**三六号**） 抄  
 (施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** （平成二八年四月一二日総務省令第  
**第五〇号**） この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** （令和三年四月二七日総務省令第  
**五〇号**） この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** （平成二八年四月一二日総務省令第  
**五〇号**） この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** （平成二八年四月一二日総務省令第  
**五〇号**） この省令は、公布の日から施行する。